

自己点検・評価（2019年度における教育活動報告書作成）

基本方針

（大学の方針及び法定義務）

明治大学「内部質保証の方針」、さらに学校教育法等を背景に規定された学則第1条第2項、大学院学則第2条第2項及び専門職大学院学則第3条の規定に基づき、自己点検・評価を実施します。

（目 的）

自己点検・評価の目的は、教育・研究の水準と質の維持・向上を図るために、第1に自らの活動を振り返ることで改善・改革の手がかりを見出すこと、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ることにあります。

なお、学校教育法施行規則の改正（DPとCPの一貫性の確保、学習成果の評価方法の策定）【平成28年3月31日公布】や2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）における（全学的な教学マネジメントの確立、学修成果の可視化と情報公表の促進）【平成30年11月26日：中央教育審議会公表】、「教学マネジメント指針」【令和2年1月22日：大学分科会公表】に対応した点検・評価システムによるPDCAサイクルを点検・評価します。

（対象期間）

自己点検・評価の評価対象期間は、大学評価の受審プロセスを考慮し、以下のとおりとします。

① 全学レベルの自己点検・評価

2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度実績とします。

② 学部・研究科等プログラムレベル及び授業レベルの自己点検・評価

2019年4月1日から2020年5月31日までの14カ月間とします。

教員数、学生数、授業科目数等のデータ基準日は、2020年5月1日現在数とします。

ただし、年度単位で集計するデータは、2019年度実績値（2019年4月1日から2020年3月31日）を用います。

（評価の範囲・基準・項目）

自己点検・評価の範囲、基準、評価項目等は、以下のとおりとします。

なお、2021年度に認証評価を受審することも踏まえ、自己点検・評価全学委員会が必要と判断した場合は、所定の様式以外の自己点検・評価も実施することとします。

① 全学レベルの自己点検・評価

「2019年度『教育・研究年度計画書』の策定とその推進について（学長方針）」における重点戦略を評価基準、評価項目とし、学校法人が運用する中期計画の年度評価、事業報告書などからも、本学全体の現況を把握します。データ関係及び基礎要件については、大学基準協会の項目に基づいて把握します。

② 学部・研究科等プログラムレベル及び授業レベルの自己点検・評価

各学部・学科，研究科，あるいは授業を運営する諸部門においては，3つのポリシーを基盤とした内容を評価基準，評価項目とします。特に，教育プログラム（学位プログラム）を中心とした内部質保証システムの確立や，学修成果の測定に基づく改革サイクルを機能させる評価を重視する姿勢（「第3期認証評価「大学基準」）を参考として，教育の有効性について検証し，その改善に役立てます。

授業レベルについては，授業改善アンケートの実質化並びにカリキュラムマップ及びツリー策定，ナンバリング等を利活用しながら，シラバスの記述内容の改定や単位の実質化を図ります。

（評価方法）

自己点検・評価（全学報告書）は，「2019年度『教育・研究に関する年度計画書』の策定とその推進について（学長方針）」を基準に，2019年度の活動実績を比較し，目標・計画の実施状況と効果を検証します。

検証結果は，2021年度「教育・研究に関する年度計画書」（2020年度立案）に，あるいは計画的に改善が必要な事項は，2022年度「教育・研究に関する年度計画書」（2021年度立案）の策定に活用することで，継続的な改善を図るPDCAサイクルを機能させます。

データ関係（データ集）及び基礎要件は，大学基準協会で定められている第3期認証評価に対応した大学基礎データ様式及び基礎要件確認シートとします。

各学部等の自己点検・評価では，各学部・学科などが策定した学習成果（DP）について，学生の履修科目，成績，学習行動などから，その達成状況を測定し，カリキュラムの配置や授業科目・シラバスの内容（CP）について効果を検証します。

このPDCAサイクルを適切に機能させることによって，教育の質向上

を図る恒常的なプロセスを「内部質保証システム」と呼び、本学では自ら
検証することを重視した評価方法を採用します。

(過年度「点検・評価結果」の改善状況の確認)

点検・評価の対象として、①学長による改善方針、②評価委員会による
評価結果（大学に対する提言）、これら2点に指摘された事項は、本年度の
点検・評価の対象に含め、改善状況を確認するものとします。

以 上